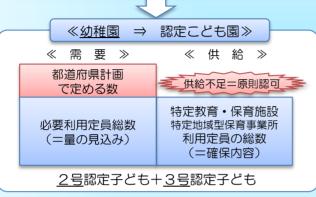
# 認定こども園の普及を促進するための「都道府県計画で定める数」(案)①

### 国の基本指針の概要

#### 幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合における需給調整

利用定員の総数(供給量)が、必要利用定員総数(需要量)に県計画で定める数を加えた数に既に達しているか、又は当該認可・認定の申請に係る施設の設置によってこれを超えることになると認められるときを除き、認可又は認定するものとする。



#### ※基本指針(一部抜粋)

都道府県子ども・子育て支援事業支援計画で定める数は、認定こども園への移行を促進するため、<u>認定こども園・</u> <u>幼稚園・保育所等の利用状況や認定こども園への移行の希望に十分配慮</u>し、<u>幼稚園の認定こども園への移行に関す</u> る意向等を踏まえて設定すること。

# 各市町村による意向調査の結果等に基づく計画最終年度 (H31)の認定こども園の設置見込み数

仙台	59	
石巻	2	
塩竈		
気仙沼	4	
白石	1	
名取		
角田	1	

多賀城	2
岩沼	
登米	18
栗原	
東松島	
大崎	3
蔵王	

七ヶ宿	
大河原	2
村田	
柴田	
川崎	1
丸森	1
亘理	

2
2
1

区域名	箇所数			
大衡	1			
色麻	1			
加美	4			
涌谷				
美里	2			
女川	1			
南三陸	1			

設置見込みがある場合、基本的には市町村計画に既に反映されている。市町村計画のイメージは次のとおりである。

# 認定こども園の普及を促進するための「都道府県計画で定める数」(案)②

#### 市町村子ども・子育て支援事業計画 記載例

平成29年度に幼稚園から認定こども園への移行により15名を確保予定の場合

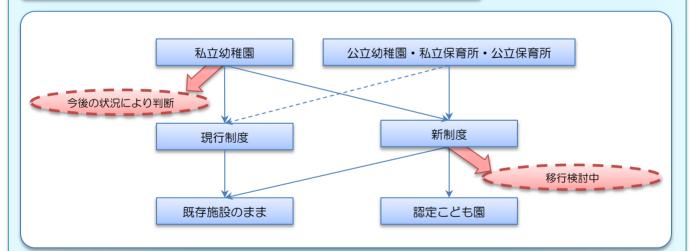
認定こども園への移行による+15

【〇歳:保育の必要性あり】

7								
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成20年度	平成31年度		
①量の見込み		100	100	100,	100	100		
②確保方策	特定教育 保育施設	60	60	75	75	75		
	特定地域型 保育事業	10	10	10	15	15		
③認可外保育施設		10	10	10	10	10		
(2+3) -1		△20	Δ20	∆5	0	0		

- ◆市町村計画に反映されている「認定こども園への移行」については, 「計画で定める数」を加える必要はない。
- ◆設定すべきは、市町村計画に反映されていない施設の移行である。

# 設定すべき市町村計画に反映されていない施設とは



◆意向調査等において、私立幼稚園のうち「今後の状況により判断」としている幼稚園と、新制度に移行する施設のうち「移行検討中」の施設が、どの程度認定こども園に移行するかが重要となる。

# 認定こども園の普及を促進するための「都道府県計画で定める数」(案)③

# 今後の状況によって移行を検討する施設

幼稚園 ※()は、うち新制度への移行が未定の私立幼稚園									施設数(箇所)
仙台	60(57)	多賀城	3(3)	七ヶ宿	O(O)	山元	2(2)	大衡	O(O)
石巻	9(9)	岩沼	4(4)	大河原	1(1)	松島	O(O)	色麻	O(O)
塩竈	2(2)	登米	2(2)	村田	2(0)	七ヶ浜	1(1)	加美	1(1)
気仙沼	3(3)	栗原	O(O)	柴田	3(3)	利府	2(2)	涌谷	4(O)
白石	O(O)	東松島	2(2)	川崎	O(O)	大和	2(2)	美里	2(0)
名取	4(4)	大崎	3(3)	丸森	O(O)	大郷	O(O)	女川	O(O)
角田	3(3)	蔵王	3(O)	亘理	2(2)	富谷	5(3)	南三陸	O(O)

保育所	[	区域名	施設数(箇所)						
仙台	56	多賀城	0	七ヶ宿	1	山元	0	大衡	0
石巻	0	岩沼	4	大河原	1	松島	0	色麻	2
塩竈	2	登米	0	村田	1	七ヶ浜	0	加美	0
気仙沼	0	栗原	0	柴田	0	利府	1	涌谷	2
白石	0	東松島	0	川崎	0	大和	0	美里	0
名取	0	大崎	0	丸森	0	大郷	0	女川	1
角田	0	蔵王	2	亘理	0	富谷	7	南三陸	2

◆私立幼稚園がどの程度新制度に移行するのか、また、その他の施設も含め、どの程度認定こども園に移行するのか、見通しは立っていない。

# 設定に関する留意事項

- ◆各施設の認定こども園への移行希望は、基本的に各市町村子ども・子育て支援事業計画の確保の内容に反映されている。
- ◆「県計画で定める数」は、現時点で「移行しない」という結論が出ている施設以外の施設(移行希望が不透明な施設)が基礎となるが、現時点で各施設・各市町村に結論を求めるのは不可能であり、 どの程度認定こども園に移行するか見通しが立たない。
- ◆仮に、「県計画で定める数」を設定せずに、認定こども園への移行の認可・認定申請があった場合、 利用定員の総数が必要利用定員総数に達している場合であっても、認可・認定することはできる。
- ◆地域によっては幼稚園と保育所の数に差があり、幼稚園が無い又は少ない区域は、保育所が認定こども園へ移行することによって、2・3号認定子どもの受入れ人数が減ることによって待機児童が発生する可能性がある。

# 設定案 設定する「目標設置数及び設置時期」と合致

- ①各施設及び各市町村の意向等に基づき、平成31年度までに認定こども園の設置見込みのある区域の「定める数」はゼロとする。
- ②設置見込みがないことから1箇所とした区域のみ1箇所分の「定める数」を計上する。
  - ◆「定める数」は1施設当たりの平均児童・園児数に認定区分毎の量の見込みの割合等を乗じて算出する。

# 認定こども園の普及を促進するための 「都道府県計画で定める数」(案)④

# 算出方法

#### ①設定する区域内の量の見込み

1号認定 4,931人

2号認定 (教育 - - ズ) 2,693人

2号認定 (保育ニーズ) 4,367人

3号認定 3,873人

移行前の幼稚園は「1号認定+2号認定(教育ニーズ)」、保育所は「2号認定(保 育二一ズ) +3号認定」の子どもを受け入れていると考えることができる。

#### ②移行前の幼稚園・保育所の認定区分毎の子どもの割合

幼稚園

1号認定 65%

2号認定 (教育ニーズ) 35%

保育所

2号認定 (保育ニーズ) 53%

3号認定 47%

認定こども園へ移行後は、どの認定区分の子どもであっても受け入れられることから、 量の見込みの割合で子どもを受け入れると考えることができる。

#### ③移行後の入所する子どもの見込み数の割合

認定 こども園 1号認定 31%

2号認定 (教育ニーズ) 17%

2号認定 (保育ニーズ) 28%

3号認定 24%

# ④幼稚園から認定こども園へ移行する場合

移行前

1号認定 65%

2号認定 (教育ニーズ) 35%

移行後

1号認定 31%

2号認定 45%

3号認定 24%

#### (例) 150人の場合

移行前 1号認定 97人 2号認定 53人・・・N

移行後 1号認定 47人 2号認定 67人・・・Q

3号認定 36人···R

(Q+R) - N = 50人 定める数=50人・・・S

# ⑤保育所から認定こども園へ移行する場合

移行前

2号認定 (保育ニーズ) 53%

3号認定 47%

移行後

1号認定 31%

2号認定 45%

3号認定 24%

(例) 100人の場合

2号認定 53人 3号認定 47人 移行前

移行後 1号認定 31人・・・a

2号認定 45人 3号認定 24人

定める数=31人・・・d

1箇所分の「定める数」を設定することとしているため、④及び⑤で算出した「定める 数」のいずれか大きい数値を、当該区域の「定める数(10人未満四捨五入)」とする。

# 認定こども園の普及を促進するための「都道府県計画で定める数」(案)⑤

#### 国の基本指針(抜粋)

### 幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合における需給調整

【幼稚園 ⇒ 幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園】

都道府県知事は、幼稚園から幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園(以 下「幼保連携型認定こども園等」という。)への移行の認可又は認定の申請があった場 合において、当該幼保連携型認定こども園等が所在する都道府県設定区域における特定 教育・保育施設及び特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者枠に係 る部分を除く。)の利用定員の総数(法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学 校就学前子どもに係るものに限る。)が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に おいて定める当該都道府県設定区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事 業所の必要利用定員総数(当該年度に係る同項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前 子どもに係るものに限る。)に、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画で定める数 を加えた数に既に達しているか、又は当該認可若しくは認定の申請に係る幼保連携型認 定こども園等設置によってこれを超えることになると認めるときを除き、当該幼保連携 型認定こども園等の認可又は認定をするものとする。なお、都道府県子ども・子育て支 援事業支援計画で定める数は、認定こども園への移行を促進するため、認定こども園・ 幼稚園・保育所等の利用状況や認定こども園への移行の希望に十分配慮し、幼稚園の認 定こども関への移行に関する意向等を踏まえて設定すること。この場合には地方版子ど も・子育て会議において当該都道府県子ども・子育て支援事業支援計画で定める数を調 **査審議するなど、その設定の透明化を図ること。** 

#### 【保育所 ⇒ 幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園】

都道府県知事は、保育所から幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園(以下「幼保連携型認定こども園等」という。)への移行の認可又は認定の申請があった場合において、当該幼保連携型認定こども園等が所在する都道府県設定区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数(法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該都道府県設定区域における特定教育・保育施設の必要利用定員総数(当該年度に係る同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)に、<u>都道府県子ども・子育で支援事業支援計画で定める数を加えた数に既に達しているか、又は当該認可若しくは認定の申請に係る幼保連携型認定こども園等設置によってこれを超えることになると認めるときを除き、当該幼保連携型認定こども園等設置によってこれを超えることになると認めるときを除き、当該幼保連携型認定こども園等の認可又は認定をするものとする。なお、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画で定める数は、認定こども園への移行を促進するため、認定こども園・幼稚園・保育所等の利用状況や認定こども園への移行の希望に十分配慮し、保育所の認定こども園への移行に関する意向等を踏まえて設定すること。この場合には地方版子ども・子育て会議において当該都道府県子ども・子育て支援事業支援計画で定める数を調査審議するなど、その設定の透明化を図ること。</u>